



国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所  
東日本高速道路(株) 東北支社 盛岡管理事務所  
令和5年5月26日発表

## 特殊車両の指導取締りを実施 ～国土交通省とNEXCO東日本が合同で実施～

国土交通省青森河川国道事務所とNEXCO東日本盛岡管理事務所は、青森県警察本部高速道路交通警察隊と黒石警察署の協力のもと、**同時に特殊車両の指導取締りを実施しました。**

並行する国道7号と東北自動車道で同時に実施することで、より取締りの効果を高めることを期待するものです。

特殊車両（重量超過車両等）が道路に与える影響は、道路構造の劣化を早めることになり、社会的にも大きな影響を及ぼすこととなります。

この指導取締りは、道路の保全及び事故等の危険防止を図るとともに、特殊車両通行許可制度の普及啓発及び無許可・違反車両に対して是正指導を行うことを目的として実施したものです。※別紙参照

- 実施日時 令和5年5月26日（金）10：00～12：00  
（東北自動車道においては、9：00～12：00）
- 実施場所 国道7号 船岡パーキング（青森河川国道事務所が実施）  
東北自動車道 大鰐弘前インターチェンジ（盛岡管理事務所が実施）  
※別図参照

<発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社>

### 問 い 合 わ せ 先

（国道7号）

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所  
道路管理第一課長 かし お とおる  
榎尾 亨

TEL 017-734-4573  
内線 431

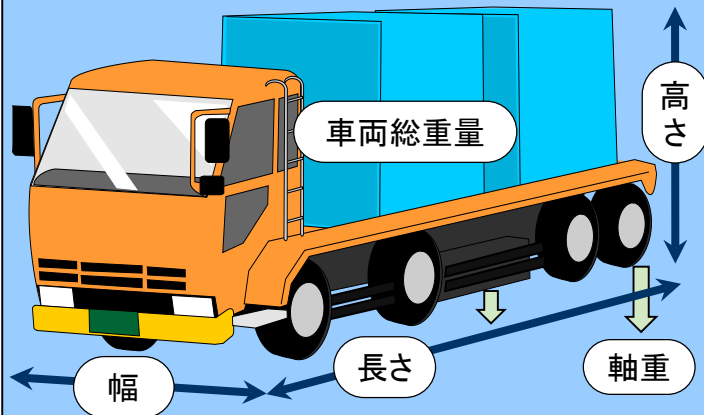
（東北自動車道）

東日本高速道路（株） 東北支社 盛岡管理事務所  
管理担当課長 おぼら としあき  
小原 利明

TEL 019-638-0190

# ●下表の限度を「1つでも」超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度(車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で <b>12m</b> ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で <b>2.5m</b>
高さ	積載状態で <b>3.8m</b> (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で <b>20t</b> (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 <b>10t</b>

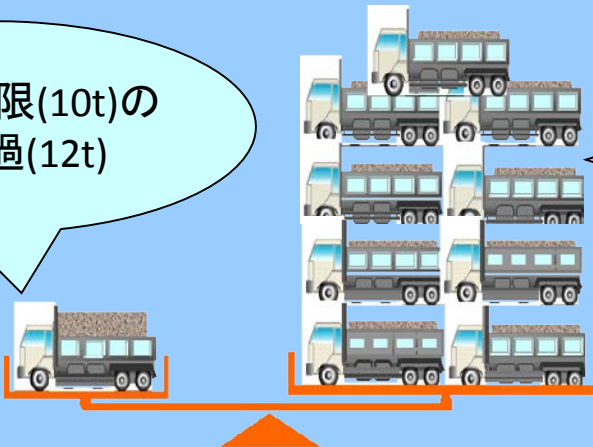


## 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

# ●重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の  
2割超過(12t)



橋への負担は  
制限(10t)以下の車両で  
**9台分以上!!!**

実施場所位置図



※船岡パーキング: 平川市碓ヶ関字船岡地内

過去の実施状況

船岡パーキング



大鰐弘前IC

